

< 第 47 回 支 部 大 会 特 別 決 議 >

大学院生・若手研究者の研究条件および生活条件の改善を目指して

博士学位を取得しても正規の職に就けない「高学歴ワーキング・プア」の問題が取りざたされるようになって久しい。しかし、依然として、大学院生・若手研究者の研究や生活を脅かす様々な問題が存在している。

第一に、高学費と脆弱な奨学金制度の問題である。文部科学省によれば、2011 年度における修士課程の初年度納付金の平均額は、国公立大学で約 82 万円、私立大学で約 105 万円であり、他の先進諸国と比べて異常に高い値となっている。また、奨学金の多くは貸与制であり、近年では有利子が増えている。2013 年度の予算においては、有利子が 4 分の 3 となっている。卒業後に返済に追われる者が少なくない。2012 年 9 月、日本政府は、国際人権規約 A 規約第 13 条第 2 項 c（高等教育の漸進的無償化）の留保撤回を国連に通告した。

しかし、そのための具体的な施策は進んでいない。OECD 諸国の中で、給付制奨学金の創設も学費無償化もなされていないのは日本のみである。その背景には絶対的な予算の不足があり、高等教育予算は OECD 平均（対 GDP 比 1.1%）の半分以下である（対 GDP 比 0.5%）。研究意欲がありながらも経済的な問題で進学を諦める、不安定な雇用状況のために奨学金の返還に不安を抱いて奨学金利用を諦める、学費と生活費のためにアルバイトを掛け持ちする、わずかな者のみが対象となる「在学中に特に優れた業績による返還免除」制度を利用したいがために、やみくもに業績数を増やそうとしたり、すぐに成果が出やすい研究テーマばかりを選択したりするなど、高等教育政策の不備が、大学院生・若手研究者の精神的・身体的・時間的・経済的余裕を奪っている。余裕のなさは研究の質の低下にもつながり、学術の発展を妨げる要因ともなりうる。給付制奨学金の創設や高等教育予算の増額などの施策が早急に求められる。

第二に、雇用の問題である。研究ポストの削減、非正規雇用の増大により、大学院修了後も安定した職に就けないでいる若手研究者が少なくない。さらに、労働契約法の改正による、大学有期雇用教職員の更新上限の問題が急浮上している。2012 年 8 月に、労働契約法が改正され、有期雇用の労働者のうち 5 年を超えて継続される者は、本人の申し出により無期雇用への転換が可能となった。しかし、一部の大学で、この法改正を逆手にとり、更新年限を 5 年までとする就業規則を一方向的に通告するという動きも出ている。教育や研究は短期間で成果が出るものではなく、不安定な労働状況は教育や研究の質を低下させる恐れがある。また、人間にとって必要な最低限の生活さえ保障されないという問題もある。充実した研究や教育のため

にも、労働者としての安定した生活のためにも、法改正の趣旨に逆らうような更新年限の設定をただちにやめ、安定的雇用と教育・研究環境の整備を促すことが必要である。非正規・任期付き教員が増加傾向にある背景には、教育予算の削減と競争的資金配分がある。現在のような不安定な研究職の労働環境の改善のためには、予算の拡充と労働者保護のための規制が不可欠である。

第三に、研究者のライフサイクルにおける問題である。博士課程に在籍している院生の多くは 20 代後半から 30 代前半であり、結婚や出産・子育てを考える者も少なくない。しかしながら、保育所の入所審査の際に大学院生を機械的に「学生」として扱う自治体が存在し、認可保育所に子どもを預けられない場合もある。また、子どもを生み育てたいと願いながらも、妊娠・出産・子育てによる研究・教育の空白、失職、高齢出産によるリスクなどを考えて悩んでしまい、踏み出せない大学院生・若手研究者もいる。保育所の増設とともに、研究を通して人類や社会の発展に寄与するという大学院生の社会的役割や実情を鑑みた入所審査、子育て支援が必要である。さらに、名字の変更により結婚前の研究業績の扱いが困難になる問題もあり、この点からも選択的夫婦別姓制度の導入が求められる。

以上のように、大学院生・若手研究者は、教育・研究面においても、労働面においても、ライフサイクルの面においても様々な困難を抱えている。多くの大学院生・若手研究者は困難な生活を強いられながらも、科学の発展を願い、日夜研究に励んでいる。教育に対する公的整備・支援がなされるのは、教育の権利を社会全体で支え、その利益を社会全体で享受しようという意思の表れであろう。教育はすべての人にとっての問題である。大学院生・若手研究者の研究および生活の問題は、限られた立場の人の問題ではない。学術の発展、労働者の安定した生活、人間を生み育てる子育て・教育の営みなど、人間の生活に広範に関わる問題である。大学院生・若手研究者の研究および生活条件の改善は、大学院生・若手研究者の権利保障にとっても、社会全体にとっても重要である。大学院生・若手研究者の研究条件および生活条件の改善をはかる施策を強く求める。

2013 年 5 月 19 日

日本科学者会議東京支部第 47 回大会